

事業概要およびこれまでの経緯（風力発電所の設置（陸上））

1 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 鉢伏山風力発電事業
- (2) 事業者 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林欣吾
株式会社 OSCF 代表取締役 梅田明利
- (3) 事業内容 風力発電所の設置の工事業（陸上）
- (4) 事業規模 総出力 最大 55,000 キロワット^{※1}
※1 出力が 1 万 kW 以上のため、環境影響評価法の第一種事業に該当。
単機出力 4,200～5,500kW、最大 13 基、風力発電機の高さ最大 200m。
- (5) 対象事業実施区域
- ・発電機の設置に係る部分： 福井県敦賀市・南越前町
 - ・搬入路および付帯施設に係る部分： 滋賀県長浜市、福井県敦賀市・南越前町

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書に係るこれまでの手続き^{※2}

- ・配慮書の公告・縦覧 令和 2 年 7 月 28 日から 8 月 28 日まで
- ・住民意見の受付 令和 2 年 7 月 28 日から 8 月 28 日まで
- ・環境大臣意見の送付(経産省あて) 令和 2 年 10 月 9 日
- ・経済産業大臣意見の送付 令和 2 年 10 月 19 日
- ・福井県知事意見の送付 令和 2 年 10 月 22 日

(2) 方法書に係るこれまでの手続き^{※2}

- ・方法書の送付 令和 3 年 1 月 28 日
- ・方法書の公告・縦覧 令和 3 年 1 月 29 日から 3 月 1 日まで
- ・住民意見の受付 令和 3 年 1 月 29 日から 3 月 16 日まで
- ・小委員会（1 回目） 令和 3 年 3 月 11 日
- ・住民意見概要と事業者見解の送付 令和 3 年 4 月 20 日
- ・小委員会（2 回目） 令和 3 年 6 月 7 日

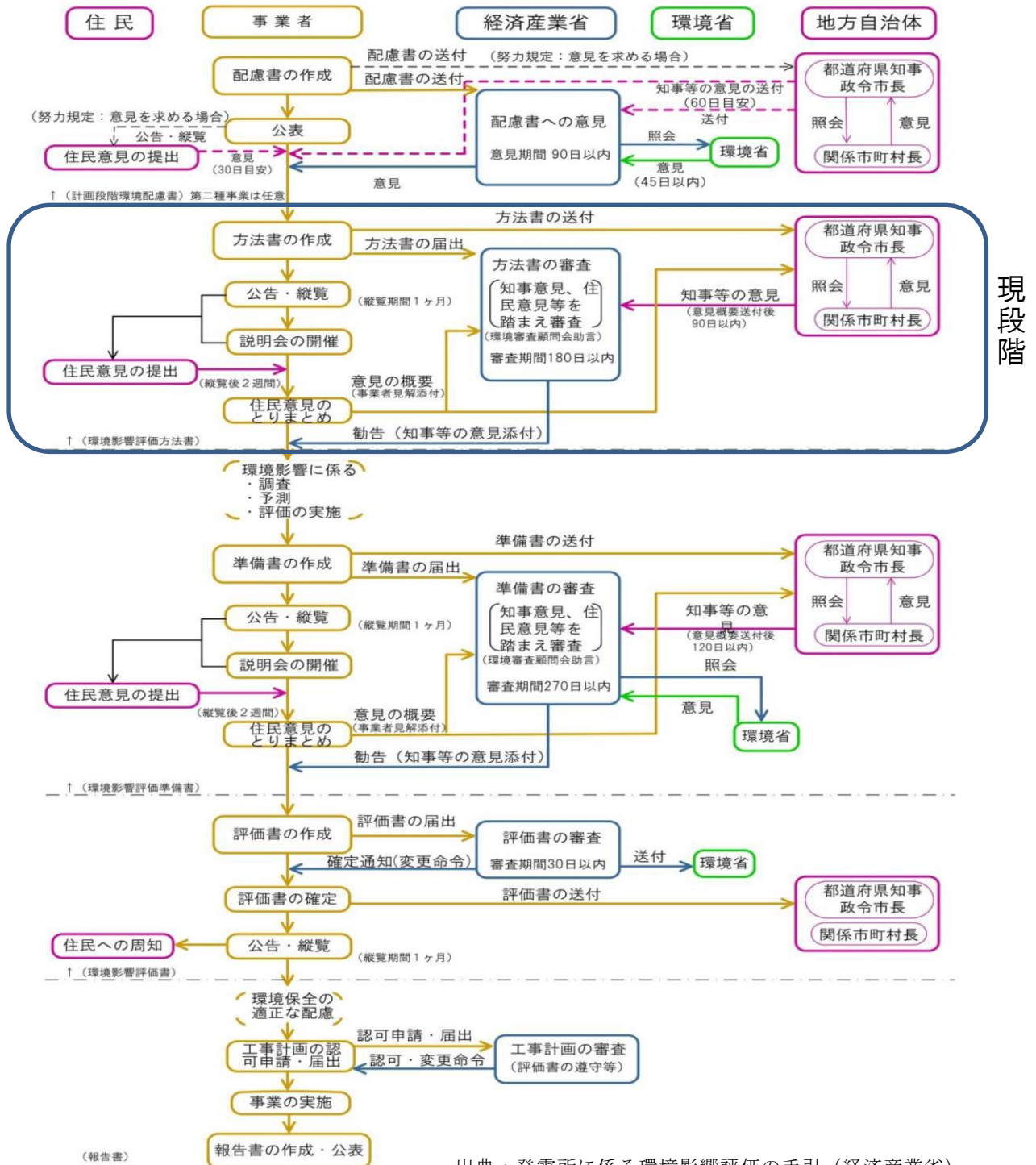
※2 配慮書段階においては、福井県域を事業実施想定区域として手続きが行われていたところ。方法書段階からは、滋賀県域の一部を対象事業実施区域（搬入路および付帯施設に係る部分）に含み、手続きが行われているところ。

(3) 方法書の縦覧について

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号)
- ・滋賀県湖北環境事務所(滋賀県長浜市平方町 1152-2)
- ・長浜市役所市民生活部環境保全課(滋賀県長浜市八幡東町 632 番地)
- ・長浜市北部振興局(滋賀県長浜市木之本町木之本 1757-2)
- ・長浜市余呉支所(滋賀県長浜市余呉町中之郷 2434)
- ・福井県安全環境部環境政策課(福井県福井市大手三丁目 17 番 1 号)

- ・ 敦賀市役所市民生活部（福井県敦賀市中央町二丁目1番1号）
- ・ 敦賀市東浦公民館（福井県敦賀市五幡32-8-1）
- ・ 敦賀市東郷公民館（福井県敦賀市井川33-12）
- ・ 南越前町建設整備課（福井県南条郡南越前町東大道29-1）
- ・ 南越前町今庄事務所（福井県南越前町今庄84-25）
- ・ 南越前町河野事務所（福井県南越前町河野15-16-1）
- ・ 株式会社OSCF ホームページ（<http://oscf.co.jp/>）

【発電所に係る第一種事業の手続き】



出典：発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省）

○滋賀県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

（会議）

第 41 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があるときは、事業者および法対象事業者に対し、会議に出席し必要な説明を行うことを求めることができる。

（小委員会）

第 42 条 審査会は、その定めるところにより、その所掌事務を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によって定める。

4 委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の所掌事務に係る審査および調査審議の経過および結果を会長に報告するものとする。

5 審査会は、その定めるところにより、小委員会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、小委員会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。